平成２６年（フ）第１１６０２号
東京都江東区大島１丁目11－５－405
破産者　羽賀　加代
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７１５号
東京都江東区大島６丁目１番５－402号
破産者　有限会社ヘアー倶楽部
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７２４号
東京都北区十条台１－３－20―502、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿２丁目８番１号
破産者　株式会社モーションピクセル
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７２５号
東京都北区王子１丁目28－２－201、開始決定時の住所東京都北区十条台１丁目３－20―502
破産者　戸高　　直
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７６２号
東京都練馬区大泉町６丁目４番２号　ディアコートワイ302
破産者　有限会社ミナトヤ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７６３号
東京都練馬区大泉町６丁目４－２　ディアコート・Ｙ302
破産者　湊屋　　一
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７６９号
東京都新宿区新宿３丁目11番６号　エクレ新宿Ｂ―102
破産者　株式会社ＣＯＹＯＴＥ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７７１号
東京都千代田区神田駿河台２丁目10番６号
破産者　有限会社ゼロプロダイニング
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７７２号
東京都千代田区西神田２丁目３―18―504
破産者　北村　淳吉
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８１３号
東京都墨田区八広４丁目30番４号
破産者　有限会社ベルウォールイガラシ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９９３号
東京都武蔵野市関前４丁目１―12―202
破産者　上原　秀俊
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９９４号
東京都武蔵野市関前４丁目１―12―202
破産者　上原　みな
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０８６号
東京都板橋区板橋２丁目34―１　アネックスＥ202
破産者　中尾　　彰
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１１４号
東京都江東区森下３丁目８－８－206
破産者　冨彌　真企
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１１７号
東京都品川区西大井４丁目22―20
破産者　伊東　博子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１１８号
東京都品川区西大井４丁目22―20
破産者　伊東　杏奈
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４７号
東京都江戸川区篠崎町４丁目10―18、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀４丁目４－23
破産者　木村　雅文
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１７２号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目517－３モンシャトー宮原Ｏ棟102
破産者　吉田　和史
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３０５号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目37－７－203、住民票上の住所東京都杉並区阿佐谷南１丁目37－７　近治荘
破産者　宮澤　常吉
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３３号
東京都利島村1567
破産者　伊東　勝則
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１号
石川県輪島市鳳至町上町51番地
破産者　株式会社能登昭
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第５４２９号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾2095－２
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部